

当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定を取り消された日又は当該指定が効力を失つた日の新株予約権者

一 特定の銘柄の振替新株予約権が振替機関により取り扱われなくなつたとき。 当該振替機関が当該

振替新株予約権の取扱いをやめた日の新株予約権者

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を新株予約権者として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に新株予約権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 振替機関は、第一項の場合において、振替新株予約権が質権欄に記載され、又は記録されているときは、同項の通知において、当該振替新株予約権に係る質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替新株予約権の銘柄及び当該振替新株予約権についての第百九十四条第三項第四号に掲げる事項その他主務

省令で定める事項をも示さなければならない。

- 4 第二百十条第一項又は第二百十一条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び前項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権のうち第二百十条第一項又は第二百十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも示さなければならない。

- 5 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権につき、第一項の通知のために必要な事項（第三項及び前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

- 6 発行者は、第一項の通知を受けたときは、新株予約権原簿に、当該通知に従い、商法第二百八十一条ノ三十一第二項に規定する事項並びに質権者の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならない。この場合においては、各新株予約権の取得の年月日は、当該通知を受けた年月日とする。

- 7 前項の規定によりその氏名又は名称及び住所が新株予約権原簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百八十一条ノ三十五第三項後段の規定により新株予約権原簿に記載又は記録がされた質権者

とみなす。

(新株予約権の消却に関する商法の特例)

第二百十五条 発行者は、第一百九十八条第一項前段に規定する場合には、商法第二百八十一条ノ三十六第四項の規定にかかわらず、同条第一項後段の決議をした旨、消却されるべき振替新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該振替新株予約権について第一百九十八条第一項の抹消の通知をする旨をその日の一週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、振替新株予約権の消却は、第一百九十八条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(新株予約権の行使に関する商法の特例)

第二百十六条 振替新株予約権を行使する加入者は、商法第二百八十八条ノ三十七第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権について第一百九十七条第一項の抹消の申請をしなければならない。

(適用除外)

第一百七条 振替新株予約権については、商法第一百八十九条ノ三十一第二項及び第一百八十九条ノ三十五の規定は、適用しない。

#### 第五節 雜則

##### (振替新株予約権の内容の公示)

第二百十八条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

##### 一 第百九十五条第一項の通知 同項第五号に掲げる事項

##### 二 第二百一条第三項の通知 同項第五号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権の発行者の負担とする。

#### 第十章 新株予約権付社債の振替

##### 第一節 通則

##### (権利の帰属等)

第二百十九条 新株予約権付社債の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権付社債（当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株予約権付社債」という。）についての権利（第二百三十三条规定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この章において、振替新株予約権付社債の数は、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の数によるものとする。ただし、振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅した場合における当該消滅した新株予約権に係る振替新株予約権付社債の数は、当該消滅した新株予約権の数によるものとする。

（新株予約権付社債券の不発行）

第二百二十条 振替新株予約権付社債については、新株予約権付社債券（商法第三百四十一條ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替新株予約権付社債を有する者（以下この章において「振替新株予約権付社債権者」という。）  
は、当該振替新株予約権付社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新株予約権付社債であつた新株予約権付社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権付社債券の発行を請求することができる。

## 第二節 振替口座簿

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第二百二十一條 振替口座簿は、各加入者の口座ことに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

- 一 当該口座管理機関が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権付社債についての権利を有するもの

を記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

一 発行者の商号、振替新株予約権付社債の種類、担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨（以下この章において「銘柄」という。）

三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

## 二 銘柄ごとの数

### 三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

#### 一 銘柄

#### 二 銘柄ごとの数

#### 三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株予約権付社債の発行時の新規記載又は記録手続）

第一百二十二条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第三百四十一條ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込期日における払込みに係る振替新株予約権付社債の銘柄

二 前号の払込みを行つた加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者についての第二百四十三条第三項に規定する口座

四、加入者ごとの第一号の払込みに係る振替新株予約権付社債の数

五 当該振替新株予約権付社債の総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

一一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第一号(二)の項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

#### (振替手続)

第二百二十三条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- 1 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第一百二十二条第三項

第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別

三 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」といふ。）

四 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数（以下この条において「振替数」という。）についての減少の記載又は記録

一 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第二号及び第四号の規定により示された事項の通知

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものであ

る場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（機関口座にあっては、第二百二十二条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客

口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第一号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものであ

る場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振

替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（抹消手続）

第一百二十四条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 申請人の口座の前項第一号の規定により示された欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第一号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により通

知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社等（第七十一条第七項に規定する社債管理会社等をいう。次項において同じ。）に対して振替新株予約権付社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をすると引換えにその口座における当該振替新株予約権付社債の銘柄についての当該償還に係る振替新株予約権付社債についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替新株予約権付社債の償還を受けた社債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第一百一十五条 振替機関等は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を行使することができる期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の当該

振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。第二百二十八条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する記載又は記録手続）

第二百二十六条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）に付された新株予約権を消却しようとする場合（第二百二十八条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）において第四項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債（振替新株予約

権付社債に付された新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債を含む。) について、その備え  
る振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 当該消却によりその口座において次項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の氏名  
又は名称並びに当該口座

二 当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 当該消却により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

四 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

五 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執  
らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録

イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録

口 前項第三号の数についての増加の記載又は記録

一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第二号及び第五号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録

イ 第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ 第三項第三号の数についての増加の記載又は記録

一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

第二百二十七条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株

予約権を消却しようとする場合（次条第五項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

- 1 当該消却によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
- 2 当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- 3 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。